

吹田民主商工会

いんふおめしょん



TEL (06) 6383 - 2211
FAX (06) 6382 - 8190
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

收受印廃止問題・国税局「当局の責任で関係機関へ説明」

2026年1月16日、近畿各

県の商工団体連合会（民商）は大阪国税局に対し、確定申告書控えへの收受印の押なつ再開や納税者の権利擁護を求める要望書を提出し、交渉を行いました。

2025年1月から強行された

收受印廃止により、各地で融資や行政手続きへの支障が相次いで

いますが、今回の交渉では当局が

「国税局の責任で関係機関へ説

明を行う」と明言するなど、運動

による重要な前進がありました。

今回の交渉で收受印のない申

告書控えを巡るトラブルに対し、

国税局が踏み込んだ姿勢を示し

た前進がありました。これまで当

局は「金融機関等へ周知する」と

しつつも、実際には「代替手段は

納税証明や閲覧申請である」と説

明するに留まり、納税者に新たな

費用と手間を強いていました。こ

れに対し国税局は、納税緩和制度

（納税の猶予など）の丁寧な説明

を徹底させることを改めて周知

すると回答しました。民商側は

「デジタル化を理由にした一方

的な押し付けはデジタルハラス

メントだ」と批判し、2026年深

刻な混乱事例の追及を受け、「收

受印のある申告書控えを金融機

関や行政等に求められた場合は、

国税局の責任で当該機関へ求め

ないよう説明を行う」と回答しま

した。これは前回2024年12月の「納税者に説明する」という、

責任を納税者に転嫁する回答か

ら一步踏み出した前進です。また、

申告書用紙の確保についても

前進がありました。国税庁は用紙の配布を大幅に削減していますが、昨年12月の国税庁回答である「税務署には申告書用紙を備え

ます。

金融機関が独自に「控えとリーフレット」で申告事実を確認することについても「税務当局が口を挟む問題ではない」と明言し、リーフレットの有効性を改めて認めさせました。

交渉の土台となつたのは、大阪商工団体連合会（大商連）が収集したトラブルの実例です。金融機関や保証協会から「收受印がないなら納税証明を」と求められ、追加費用を払つて書類を取得した事例や、日本学生支援機構の奨学金申請、市役所への書類提出、建設工事への加入時に收受印がないことで受理を拒否されたケースが報告されました。さらに民間保険会社からも交通事故の賠償額計算のために收受印を求められ、保険会社の担当者ですら「社内にガイドラインがなく困っています」と漏らすなど、社会的な混乱が浮き彫りとなりました。民商側は「DXで来署者を減らすと言いつながら、申請や受け取りで来署の機会を増やしている」と厳しく批判しました。

税務調査についても、自宅への違法な立ち入りや事前通知の形骸化など、事務運営指針を無視した事例を厳しく追及しました。こ

れに対し国税局は、納税緩和制度

（納税の猶予など）の丁寧な説明

を徹底させることを改めて周知

すると回答しました。民商側は

「デジタル化を理由にした一方

的な押し付けはデジタルハラス

メントだ」と批判し、2026年深

くから計画されている申告書控えそのものの廃止を阻止するため、自主申告権を擁護する運動を

さらに強化する決意を固めています。

申告書用紙の確保についても

前進がありました。国税庁は用紙の配布を大幅に削減していますが、昨年12月の国税庁回答である「税務署には申告書用紙を備え

ます。

金融機関が独自に「控えとリーフレット」で申告事実を確認することについても「税務当局が口を挟む問題ではない」と明言し、リーフレットの有効性を改めて認めさせました。

交渉の土台となつたのは、大阪商工団体連合会（大商連）が収集したトラブルの実例です。金融機関や保証協会から「收受印がないなら納税証明を」と求められ、追加費用を払つて書類を取得した事例や、日本学生支援機構の奨学金申請、市役所への書類提出、建設工事への加入時に收受印がないことで受理を拒否されたケースが報告されました。さらに民間保険会社からも交通事故の賠償額計算のために收受印を求められ、保険会社の担当者ですら「社内にガイドラインがなく困っています」と漏らすなど、社会的な混乱が浮き彫りとなりました。民商側は「DXで来署者を減らすと言いつながら、申請や受け取りで来署の機会を増やしている」と厳しく批判しました。

税務調査についても、自宅への違法な立ち入りや事前通知の形骸化など、事務運営指針を無視した事例を示して、組織内での徹底を約束させました。

これに対し国税局は、納税緩和制度

（納税の猶予など）の丁寧な説明

を徹底させることを改めて周知

すると回答しました。民商側は

「デジタル化を理由にした一方

的な押し付けはデジタルハラス

メントだ」と批判し、2026年深

くから計画されている申告書控えそのものの廃止を阻止するため、自主申告権を擁護する運動を

さらに強化する決意を固めています。

申告書用紙の確保についても

前進がありました。国税庁は用紙の配布を大幅に削減していますが、昨年12月の国税庁回答である「税務署には申告書用紙を備え

ます。

金融機関が独自に「控えとリーフレット」で申告事実を確認することについても「税務当局が口を挟む問題ではない」と明言し、リーフレットの有効性を改めて認めさせました。

交渉の土台となつたのは、大阪商工団体連合会（大商連）が収集したトラブルの実例です。金融機関や保証協会から「收受印がないなら納税証明を」と求められ、追加費用を払つて書類を取得した事例や、日本学生支援機構の奨学金申請、市役所への書類提出、建設工事への加入時に收受印がないことで受理を拒否されたケースが報告されました。さらに民間保険会社からも交通事故の賠償額計算のために收受印を求められ、保険会社の担当者ですら「社内にガイドラインがなく困っています」と漏らすなど、社会的な混乱が浮き彫りとなりました。民商側は「DXで来署者を減らすと言いつながら、申請や受け取りで来署の機会を増やしている」と厳しく批判しました。

税務調査についても、自宅への違法な立ち入りや事前通知の形骸化など、事務運営指針を無視した事例を示して、組織内での徹底を約束させました。

これに対し国税局は、納税緩和制度

（納税の猶予など）の丁寧な説明

を徹底させることを改めて周知

すると回答しました。民商側は

「デジタル化を理由にした一方

的な押し付けはデジタルハラス

メントだ」と批判し、2026年深

くから計画されている申告書控えそのものの廃止を阻止するため、自主申告権を擁護する運動を

さらに強化する決意を固めています。

申告書用紙の確保についても

前進がありました。国税庁は用紙の配布を大幅に削減していますが、昨年12月の国税庁回答である「税務署には申告書用紙を備え

ます。

金融機関が独自に「控えとリーフレット」で申告事実を確認することについても「税務当局が口を挟む問題ではない」と明言し、リーフレットの有効性を改めて認めさせました。

交渉の土台となつたのは、大阪商工団体連合会（大商連）が収集したトラブルの実例です。金融機関や保証協会から「收受印がないなら納税証明を」と求められ、追加費用を払つて書類を取得した事例や、日本学生支援機構の奨学金申請、市役所への書類提出、建設工事への加入時に收受印がないことで受理を拒否されたケースが報告されました。さらに民間保険会社からも交通事故の賠償額計算のために收受印を求められ、保険会社の担当者ですら「社内にガイドラインがなく困っています」と漏らすなど、社会的な混乱が浮き彫りとなりました。民商側は「DXで来署者を減らすと言いつながら、申請や受け取りで来署の機会を増やしている」と厳しく批判しました。

税務調査についても、自宅への違法な立ち入りや事前通知の形骸化など、事務運営指針を無視した事例を示して、組織内での徹底を約束させました。

これに対し国税局は、納税緩和制度

（納税の猶予など）の丁寧な説明

を徹底させることを改めて周知

すると回答しました。民商側は

「デジタル化を理由にした一方

的な押し付けはデジタルハラス

メントだ」と批判し、2026年深

くから計画されている申告書控えそのものの廃止を阻止するため、自主申告権を擁護する運動を

さらに強化する決意を固めています。

申告書用紙の確保についても

前進がありました。国税庁は用紙の配布を大幅に削減していますが、昨年12月の国税庁回答である「税務署には申告書用紙を備え

ます。

金融機関が独自に「控えとリーフレット」で申告事実を確認することについても「税務当局が口を挟む問題ではない」と明言し、リーフレットの有効性を改めて認めさせました。

交渉の土台となつたのは、大阪商工団体連合会（大商連）が収集したトラブルの実例です。金融機関や保証協会から「收受印がないなら納税証明を」と求められ、追加費用を払つて書類を取得した事例や、日本学生支援機構の奨学金申請、市役所への書類提出、建設工事への加入時に收受印がないことで受理を拒否されたケースが報告されました。さらに民間保険会社からも交通事故の賠償額計算のために收受印を求められ、保険会社の担当者ですら「社内にガイドラインがなく困っています」と漏らすなど、社会的な混乱が浮き彫りとなりました。民商側は「DXで来署者を減らすと言いつながら、申請や受け取りで来署の機会を増やしている」と厳しく批判しました。

税務調査についても、自宅への違法な立ち入りや事前通知の形骸化など、事務運営指針を無視した事例を示して、組織内での徹底を約束させました。

これに対し国税局は、納税緩和制度

（納税の猶予など）の丁寧な説明

を徹底させることを改めて周知

すると回答しました。民商側は

「デジタル化を理由にした一方

的な押し付けはデジタルハラス

メントだ」と批判し、2026年深

くから計画されている申告書控えそのものの廃止を阻止するため、自主申告権を擁護する運動を

さらに強化する決意を固めています。

申告書用紙の確保についても

前進がありました。国税庁は用紙の配布を大幅に削減していますが、昨年12月の国税庁回答である「税務署には申告書用紙を備え

ます。

金融機関が独自に「控えとリーフレット」で申告事実を確認することについても「税務当局が口を挟む問題ではない」と明言し、リーフレットの有効性を改めて認めさせました。

交渉の土台となつたのは、大阪商工団体連合会（大商連）が収集したトラブルの実例です。金融機関や保証協会から「收受印がないなら納税証明を」と求められ、追加費用を払つて書類を取得した事例や、日本学生支援機構の奨学金申請、市役所への書類提出、建設工事への加入時に收受印がないことで受理を拒否されたケースが報告されました。さらに民間保険会社からも交通事故の賠償額計算のために收受印を求められ、保険会社の担当者ですら「社内にガイドラインがなく困っています」と漏らすなど、社会的な混乱が浮き彫りとなりました。民商側は「DXで来署者を減らすと言いつながら、申請や受け取りで来署の機会を増やしている」と厳しく批判しました。

税務調査についても、自宅への違法な立ち入りや事前通知の形骸化など、事務運営指針を無視した事例を示して、組織内での徹底を約束させました。

これに対し国税局は、納税緩和制度

（納税の猶予など）の丁寧な説明

を徹底させることを改めて周知

すると回答しました。民商側は

「デジタル化を理由にした一方

的な押し付けはデジタルハラス

メントだ」と批判し、2026年深

くから計画されている申告書控えそのものの廃止を阻止するため、自主申告権を擁護する運動を

さらに強化する決意を固めています。

申告書用紙の確保についても

前進がありました。国税庁は用紙の配布を大幅に削減していますが、昨年12月の国税庁回答である「税務署には申告書用紙を備え

ます。

金融機関が独自に「控えとリーフレット」で申告事実を確認することについても「税務当局が口を挟む問題ではない」と明言し、リーフレットの有効性を改めて認めさせました。

交渉の土台となつたのは、大阪商工団体連合会（大商連）が収集したトラブルの実例です。金融機関や保証協会から「收受印がないなら納税証明を」と求められ、追加費用を払つて書類を取得した事例や、日本学生支援機構の奨学金申請、市役所への書類提出、建設工事への加入時に收受印がないことで受理を拒否されたケースが報告されました。さらに民間保険会社からも交通事故の賠償額計算のために收受印を求められ、保険会社の担当者ですら「社内にガイドラインがなく困っています」と漏らすなど、社会的な混乱が浮き彫りとなりました。民商側は「DXで来署者を減らすと言いつながら、申請や受け取りで来署の機会を増やしている」と厳しく批判しました。

税務調査についても、自宅への違法な立ち入りや事前通知の形骸化など、事務運営指針を無視した事例を示して、組織内での徹底を約束させました。

これに対し国税局は、納税緩和制度

（納税の猶予など）の丁寧な説明

を徹底させることを改めて周知

すると回答しました。民商側は

「デジタル化を理由にした一方

的な押し付けはデジタルハラス

メントだ」と批判し、2026年深

くから計画されている申告書控えそのものの廃止を阻止するため、自主申告権を擁護する運動を

さらに強化する決意を固めています。

申告書用紙の確保についても

前進がありました。国税庁は用紙の配布を大幅に削減していますが、昨年12月の国税庁回答である「税務署には申告書用紙を備え

ます。

金融機関が独自に「控えとリーフレット」で申告事実を確認することについても「